

## 東大和市保育料徴収規則

東大和市保育料徴収規則（平成4年規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第24条第1項の規定に基づき保育を行った場合における子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により徴収する費用及び東大和市立保育園設置条例（昭和42年条例第17号）第3条第1項に規定する保育料（以下これらを「保育料」という。）並びに法第24条第5項又は第6項の規定に基づき措置を採った場合における同法第56条第3項の規定により徴収する費用について必要な事項を定めるものとする。

（保育料）

第2条 保育料は、保育所（子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する特定保育所又は東大和市立保育園設置条例第2条に規定する保育園をいう。以下同じ。）において保育を利用している児童（以下「保育の利用児童」という。）について、月の利用日数にかかわらず、当該月分を保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）から徴収する。ただし、他の区市町村から転入した児童で、転入前に当該他の区市町村による保育を利用し、かつ、当該他の区市町村から転入の日の属する月分の保育料に相当する費用を徴収されていたものについては、当該月分の保育料は、徴収しない。

2 市長は、別表第1に定めるところにより保育の利用児童の属する世帯の階層区分を認定し、保育料の額を決定するものとする。

3 前項の世帯の階層区分は、保育の利用児童と同一世帯に属し、かつ、生計を一にしている保護者等の課税額の合計額をもって認定する。ただし、祖父母同居世帯において、当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合（父母に当該年度分（4月から8月までの月分の保育料の徴収については、前年度分とする。）の市町村民税が課税されている場合をいう。）は、祖父母の課税額は、合算しないものとする。

4 保育料の額は、世帯の構成及び課税額等に変更がないときは、当該年度の4月から8月までの間にあってはその間における保育の利用期間の最初の月の保育料の額を8月までの間におけるその後の各月の保育料の額とし、当該年度の9月から翌年3月までの間にあってはその間における保育の利用期間の最初の月の保育料の額を当該年度の3月までの間におけるその後の各月の保育料の額とする。

5 市長は、階層区分の認定に誤りがあった場合は、更正すべき月に遡って世帯の階層区分を認定し、保育料の額を決定するものとする。ただし、次に掲げる場合には、誤りを知った月の翌月（各月の初日に誤りを知ったときは誤りを知った月）から世

帯の階層区分を認定し、保育料の額を決定するものとする。

(1) 保護者等の責めによらない理由により、保育料の額が増額になる場合で、遡って増額することが適当でないとき。

(2) 保護者等の責めによる理由により、保育料の額が減額になる場合で、溯って減額することが適当でないとき。

6 市長は、第2項の保育料の額を決定したときは、保育料決定通知書により保護者等に通知するものとする。

(保育料の納入等)

第3条 保護者等は、当該月分の保育料を保育料納入通知書により、毎月末日（ただし、12月分については、12月25日とする。以下同じ。）までに東大和市指定金融機関又は東大和市収納代理金融機関に納入するものとする。

2 前項において、末日が次の各号のいずれかに該当するときは、翌日を納期限とする。ただし、その日が次の各号のいずれかに該当するときは、その翌日とし、更にその日が次の各号のいずれかに該当するときは、順次繰り延べる。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 市長は、既に保育料納入通知書を交付した場合において、保護者等が納入書の交付を請求したとき、又は市長が必要と認めるときは、納入書を発行することができる。

(保育料の減額又は免除)

第4条 市長は、保護者等において、生計上著しい変化があり保育料の納入が困難であると認めるとき、その他の特別の事情があると認めるときは、保育料の減額又は免除（以下「減免」という。）をすることができる。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、保育料減額・免除申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請があったときは、市長は、別表第2に定める減免基準により、減免の適否を決定し、保育料減額・免除（適用・不適用）決定通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により減免の決定を受けた者の保育料の減免期間は、当該減免申請のあった日の属する月が4月から8月までの間にあっては当該減免申請のあった日の属する月から当該年度の8月まで、当該減免申請のあった日の属する月が9月から翌年3月までの間にあっては当該減免申請のあった日の属する月から当該年度の3月までの範囲内で、減免の理由があると認められる期間とする。

(保育の利用の停止に伴う保育料の免除)

第5条 市長は、東大和市保育の利用に関する規則（平成27年規則第 号。以下「保育の利用規則」という。）第10条第1項の規定による保育の利用の停止（以下「保育の利用の停止」という。）を受けた児童（当該停止期間が30日以上である児童に限る。）については、次の各号に掲げる停止期間の区分に応じ、当該各号に定める月分の保育料を免除する。

(1) 30日以上60日未満 保育の利用の停止の原因となった事由が生じた日（以下「停止事由発生日」という。）の属する月の翌月分

(2) 60日 停止事由発生日の属する月の翌月分及び翌々月分

2 市長は、前項の規定により保育料を免除するときは、保育料免除決定通知書により保護者等に通知するものとする。

3 市長は、保育の利用規則第10条第5項の規定により保育の利用の停止を解除したときは、保育料の免除を取り消し、保育料免除取消通知書により保護者等に通知するものとする。この場合において、停止事由発生日の翌日から当該取消の日までの期間が30日以上であるときは、当該停止事由発生日の属する月の翌月分の保育料に限り免除する。

（督促及び滞納処分）

第6条 市長は、保護者等が納期限までに保育料を納入しないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定により、保育料督促状をもって納入を督促しなければならない。

2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が、督促を発した日から起算して10日を経過した日までに納入しないときは、子ども・子育て支援法附則第6条第7項又は法第56条第8項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

3 前項の規定による滞納処分の執行に関する事務は、市長が任命する職員（以下「滞納処分職員」という。）が行うものとする。この場合において、滞納処分職員は、保育料の滞納処分を行うとき、又は滞納処分に関する調査のため質問若しくは検査を行うときには、滞納処分職員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（現金領収証の交付）

第7条 出納員は、保護者等から保育料納入通知書又は納入書によらずに保育料を受領した場合には、当該保護者等に対し、現金領収証を交付しなければならない。

（保育料の還付又は充当）

第8条 市長は、納入された保育料について過納又は誤納があるときは、過納又は誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）を保護者等に還付しなければならない。この場合において、還付を受ける保護者等に納入すべき保育料があるときは、

当該保護者等の同意を得て、過誤納金をこれに充当することができる。

- 2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付又は充当するときは、保育料過誤納金（還付・充当）通知書により保護者等に通知するものとする。

（準用）

第9条 第2条から前条までの規定は、法第24条第5項又は第6項の規定に基づき措置を採った場合における同法第56条第3項の規定により徴収する費用について準用する。この場合において、第2条第1項中「保育所（子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する特定保育所又は東大和市立保育園設置条例第2条に規定する保育園をいう。以下同じ。）」とあるのは「児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園又は同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等」と、第6条第2項中「子ども・子育て支援法附則第6条第7項又は法第56条第8項」とあるのは「児童福祉法第56条第7項」と読み替えるものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な様式その他の事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東大和市保育料徴収規則の規定は、施行日以後に行われる保育に係る保育料について適用し、施行日前に行われた保育に係る保育料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正前の法第24条第1項本文の規定により保育所において保育を受け、かつ、施行日以後も引き続き保育所において保育を受ける児童で、改正後の別表第1に定める基準により認定する平成27年4月分の保育料に係るその者の属する世帯の階層区分又は平成27年9月分の保育料に係るその者の属する世帯の階層区分（以下「新階層区分」という。）が、改正前の同表に定める基準により認定した平成27年3月分の保育料に係るその者の属する世帯の階層区分（以下「旧階層区分」という。）と異なることとなるものについて、新階層区分が旧階層区分と異なることとならない児童との均衡上必要があると市長が認めるときは、平成27年4月から平成28年3月までの月分の保育料に係るその者の属する世帯の階層区分の認定について



は、市長が別に定めるところによる。

別表第1 (第2条関係)

## 保育料徴収基準額表

階層区分		各月初日の保育の利用児童の属する世帯の階層区分 定義	徴収基準額 (月額)					
			3歳未満児の場合		3歳以上児の場合			
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯又は法第6条の4第1項に規定する里親で現に保育の利用児童を扶養しているものの世帯	円	円	円	円	円	円
B		A階層を除き当該年度分(4月から8月までの月分の保育料の徴収については、前年度分とする。以下この表において同じ。)の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1		A階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税課税額が均等割額のもの(所得割額のない世帯)	3,680	3,610	2,180	2,140		
C2		A階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税課税額が均等割額のもの(所得割額のない世帯)	4,660	4,580	3,850	3,780		
D1		年度分の市町村民税所得割課税世帯であって、その市町村民税所得割課税額が次の区分に	7,550	7,420	6,530	6,410		
D2		58,200円以上84,600円未満	12,080	11,870	10,020	9,840		
D3		84,600円以上120,700円未満	19,740	19,400	13,140	12,910		
D4		120,700円以上156,600円未満	26,010	25,560	15,130	14,870		
D5		156,600円以上174,900円未満	31,590	31,050	17,180	16,880		

D6	174,900円以上210,900円未満	34,760	34,160	17,900	17,680
D7	210,900円以上246,700円未満	40,990	40,290	20,020	19,670
D8	246,700円以上285,600円未満	45,630	44,850	21,960	21,580
D9	285,600円以上315,600円未満	47,840	47,020	22,980	22,580
D10	315,600円以上375,700円未満	52,470	51,570	25,350	24,910
D11	375,700円以上	55,100	54,160	26,780	26,320

備考

- 1 この表において「保育標準時間」とは、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用をいい、「保育短時間」とは、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の利用をいう。
- 2 保育の利用児童について3歳未満児又は3歳以上児を識別する際の年齢の計算は、保育を行う年度の初日の前日を基準日として行うものとし、当該保育の利用児童の年齢は、その年度中に限り、変更しないものとする。
- 3 同一世帯に2人以上の児童（就学前の児童に限る。以下この項において同じ。）がいる場合で次の各号のいずれかに掲げる要件に該当するときの徴収基準額は、下表によって得られた額とする。
  - (1) 児童のすべてが保育の利用をしているとき。
  - (2) 保育の利用をしている児童以外の児童が次のいずれかの施設に入園又は入所しているとき。

ア 幼稚園

イ 認定こども園

ウ 特別支援学校幼稚部

エ 情緒障害児短期治療施設通所部

- (3) 保育の利用をしている児童以外の児童が児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用しているとき。

1 入目（年齢が1番目に高い児童をいう。）

徴収基準額

2人目（年齢が2番目に高い児童をいう。）	徴収基準額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）
3人目以降（年齢が2人目の児童より低い児童をいう。）無料	

4 市町村民税課税額及び市町村民税所得割課税額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定を適用しない額とする。



別表第2 (第4条関係)

保育料減額・免除基準額表

階層 区分	条件 番号	条 件	適用される徴収基準額
C 階 層 及 び D 階 層	1	月の中で生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の適用を受けたとき (当該月分のみ)	B 階層に適用する徴収基準額
	2	地方税法第295条又は第323条の規定により、当該年度分 (4月から8月までの月分の減免については、前年度分とする。以下この表において同じ。) の市町村民税を非課税又は免除にされたとき。	
	3	地方税法第15条又は課税団体の条例において当該年度分の市町村民税の徴収を猶予され、又は納期を延長されたとき。	C 1 階層に適用する徴収基準額
	4	その世帯の収入額が生活保護法の基準額に満たないとき (この基準額の算定は、生活保護法の実施について定められた関係要領等に定めるところによる。)	
	5	地方税法第323条の規定により、当該年度分の市町村民税が均等割額以下に減額されたとき。	
C 階 層	6	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) に定める配偶者のない女子又は配偶者のない男子で、現に保育の利用児童を扶養しているものの世帯であるとき (祖父母同居世帯を除く。)	B 階層に適用する徴収基準額
	7	次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯であるとき。	

		<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>(2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民生局長通知42民児精発第58号）に定める愛の手帳の交付を受けた者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となる者</p> <p>(5) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金の受給者</p>	
	8	当該年度に5万円を超える被害額の災害を受けたとき。	C1階層に適用する徴収基準額
	9	当該年度に10万円を超える純医療費を支出したとき。	
	10	当該年度に出産により世帯員が増加したとき。	
	11	生計中心者が失業しているとき（雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく手当の給付を受けている場合又は退職所得が100万円以上の場合を除く。）、又は死亡、離婚等により世帯に属さなくなったとき。	
D階層	12	当該年度に5万円を超える被害額の災害を受けたとき。	当該年度分市町村民税所得割課税額 = 当該年度分市町村民税所得割課税額 - { (被害額 - 5万円) × 0.1 }

		割課税額を右の額算式のと	ただし、仮定当該年度分市町村民税所得割課税額が0円以下のときは、C1階層に適用する徴収基準額
13	当該年度に10万円を超える純医療費を支出したとき。	おり仮 定し、 仮定し た当該 年度分 市町村 民税所 得割課	仮定当該年度分市町村民税所得割課税額＝当該年度分市町村民税所得割課税額－{(純医療費－10万円)×0.1} ただし、仮定当該年度分市町村民税所得割課税額が0円以下のときは、C1階層に適用する徴収基準額
14	当該年度に出産により世帯員が増加したとき。	税額に 対応す る階層 に適用 される 徴収基 準額	仮定当該年度分市町村民税所得割課税額＝当該年度分市町村民税所得割課税額－(3万8,000円×世帯増加人員) ただし、仮定当該年度分市町村民税所得割課税額が0円以下のときは、C1階層に適用する徴収基準額
15	生計中心者が失業しているとき(雇用保険法に基づく手当の給付を受けている場合又は退職所得が100万円以上の場合を除く。)、又は死亡、離婚等により世帯に属さなくなったとき。		仮定当該年度分市町村民税所得割課税額＝当該年度分市町村民税所得割課税額－その者の当該年度分市町村民税所得割課税額 ただし、仮定当該年度分市町村民税所得割課税額が0円以下のときは、C1階層に適用する徴収基準額

備考

- 1 「被害額」とは、災害による損失額から、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる額を減じた額をいう。
- 2 「災害」とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいう。

- 3 「純医療費」とは、医療費の額から、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる額を減じた額をいう。